

随意契約理由書

工 事 名：二級河川 牛滝川 改修工事（牛神橋上部工R4）（その2）
工事場所：岸和田市東大路町地内

本件工事は、二級河川 牛滝川の改修事業に伴い架け替えが生じる牛神橋の橋梁上部工事である。

上部工を架設する際、河川内にベントを設置する計画であり、濁水期間での施工が条件となるため、次期出水期までに工事を完成させる必要がある。また、現在、迂回路として借地している土地について、地権者の土地活用の計画があるため、当初の協議のとおり地権者に返却しなければならず、早期に工事を完成させる必要がある。

本件工事は当初、二級河川 牛滝川 改修工事（牛神橋上部工R4）として、一般競争入札において令和4年9月16日に公告を行い、令和4年10月12日に開札したが、予定価格の範囲内での入札が無かったため、再度入札を実施し、同年10月17日に開札した。しかし再度の入札においても予定価格の範囲内での入札が無かったため、取止めとなった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づき、上記2回の入札において入札書を提出した唯一の業者である宇野重工株式会社と随意契約を行うものである。